平成２１年（フ）第３５９２号
大阪市北区本庄西３丁目９番25号　川上アパート405号室
破産者　瀧口　雅之
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４５号
大阪市住吉区長峡町６－５　セントアミール住吉901号、住民票上の住所横浜市青葉区もみの木台30番地８
破産者　岡本　光雄
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９８０号
大阪府吹田市岸部南２丁目２番２―405号、開始決定時の住所大阪府吹田市岸部南２丁目２番２―501号
破産者　東　　滋夫
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９８号
兵庫県明石市硯町３丁目９番37―201号
破産者　小池　暢一
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７５号
大阪府寝屋川市成田西町１―34成田ヶ丘マンション205号、住民票上の住所大阪府寝屋川市東香里園町４番１号
破産者　市來　眞和
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３２７号
堺市北区船堂町244番地139、開始決定時の住所堺市北区船堂町244番地40
破産者　長谷川裕香
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１８号
大阪市東成区東小橋１丁目14番29号ブルーム玉造502号、前住所大阪市天王寺区玉造元町３番14―801号
破産者　北村　俊之
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９５号
大阪府大東市緑が丘１丁目12番６喜田保司方、住民票上の住所大阪市城東区蒲生１丁目２番16号
破産者　松田精版印刷所こと　坂口　淺博
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９６号
大阪府大東市緑が丘１丁目12番６喜田保司方、住民票上の住所大阪市城東区蒲生１丁目２番16号
破産者　坂口　待子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３９号
大阪府豊中市東泉丘１丁目９番67号
破産者　渡邉　亜紀（旧姓山田）
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８４号
大阪府東大阪市友井５丁目３番８―608号
破産者　花市　敏弘
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９６号
大阪府吹田市竹谷町７番１―208号
破産者　善田　義昭
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５９号
大阪市都島区都島中通２丁目12番10号
破産者　尾﨑　隆男
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３９６号
大阪府南河内郡河南町大字白木1086番地
破産者　今西　　剛
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―1305号
破産者　福島　勝義
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１号
兵庫県加東市喜田２丁目13番地６　レオパレス世奈弐番館205号、宣告時の住所兵庫県伊丹市南野北１丁目１番１―20号
破産者　森下　紀子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１０号
神戸市北区藤原台南町５丁目17―３、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台３丁目４番地24
破産者　河合　功治
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―517号、前住所宝塚市大成町６番５号
破産者　國方　幸一
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市羽衣町７番20号
破産者　山本　敦久
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係